

大内山川漁業協同組合三重内共第 17 号第 5 種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第 1 条 この規則は、大内山川漁業協同組合が免許を受けた三重内共第 17 号第 5 種共同漁業権に係る（以下単に「漁場」という。）の区域において組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、あめご及びうなぎ、もくずがにをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、竿釣（ただし、あめごの竿釣による遊漁で第 8 条第 1 項に規定する溪流釣は除く。）及びうなぎの竿釣り並びにもんどりによる遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。

3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、竿釣（ただし、あめごの竿釣による遊漁で第 8 条第 1 項に規定する溪流釣は除く。）及びうなぎの釣り並びにもんどりによる遊漁の場合には、第 12 条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の保護培養もしくは他の遊漁者（第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第 12 条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。

4 第 1 項の承認を受けた者は、直ちに、第 8 条第 1 項の遊漁料を同条第 2 項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具)

第 3 条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる漁具、漁法でウ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

ア 魚種	イ 漁具 漁法	ウ 規模	
あゆ	竿釣（友釣 毛針釣りに限る）	同時使用竿 1 人 1 本とする 模擬おとり、水眼鏡の禁止	
	ひっかけ	竿 3m 以内とする	
	こたか	高さ 90cm 長さ 30m 以内	解禁日は 1 人 1 反とする 解禁日の翌日以降は 1 人 2 反までとする
あめご	竿釣（餌釣、毛針 ルアーに限る）		
うなぎ	投釣り もんどり	もんどり使用 1 日 5 個以内 投釣り竿 1 本	
もくずがに	かにかご	かにかご 1 個 縦、横、高さの合計 150 cm 以内	

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内で行わなければならない。

ア 魚種	イ 期間
あゆ	5月11日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
あめご	3月1日から9月30日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
うなぎ	3月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
もくずがに	8月15日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内

2 次の表のア欄に掲げる魚種についてイ欄の漁具漁法で採捕する場合はウ欄に掲げる期間内で行わなければならない。

ア 魚種	イ 漁具 漁法	ウ 期間
あゆ	毛針釣り	6月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
	ひっかけ、 刺網(こたか)	7月最終日曜日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内

3 前項の公表は大内山川漁業協同組合の掲示板に提示してするものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表に掲げる区域においては遊漁をしてはならない。

区 域
長者野ダムから下流100メートル以内及び同ダムから上流30メートル以内
天保堰堤より上流の区域
支流唐古川陰保堰堤より上流の区域

(専漁区域及び期間)

第6条 次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれイ欄に掲げる期間内で採捕することができる魚種はウ欄に掲げる魚種のみであって、エ欄に掲げる魚具、漁法以外で遊漁を行ってはならない。

ア 専漁区域	イ 期間	ウ 魚種	エ 漁具 漁法
大内山川全域(うち、千本堰堤上流より天保堰堤まで、及び、支流唐古川飛石橋上流より陰保堰堤までを除く)で組合が定めて公表する区域	5月11日から9月30日までの期間内で組合が定めて公表する期間内	あゆ	竿釣り(友釣り)
千本堰堤上流より天保堰堤まで 支流唐古川飛石橋上流より陰保堰堤まで	3月1日から9月30日までの期間内で組合が定めて公表する期間内	あめご	竿釣り (餌釣り毛針釣り)

(全長)

第7条 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
あめご	12センチメートル
うなぎ	35センチメートル
もくずがに	殻幅5センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 遊漁料の額は次の通りとする。ただし遊漁者が小学生以下のときは無料、中学生または身体障害者のうち、手足の障害が3級以上の者は半額とする。  
女性は鮎年券に限り半額とする。

魚種	漁具 漁法	遊漁料			期間 第4条に 規定する 期間
		年券	日券	年券 地区内高校生	
あゆ	竿釣り(友釣り 毛針釣り)	12,600円	3,000円	1,000円	
	竿釣り ひっかけ 刺網(こたか)	17,600円			
	ひっかけ 刺網(こたか)	12,000円	5,000円		
あめご	竿釣り(餌釣り 毛針釣り ルアーを含む)	5,000円	1,500円		
うなぎ	投竿釣り もんどり		2,000円		
もくずがに	かにかご	5,000円			

2 遊漁料の納付は次に掲げる場所においてしなければならない。

第8条による遊漁料は、大内山川漁業協同組合及び遊漁証取扱所又は漁場監視員に納付する。ただし、遊漁料現場納付の場合は、年券、日券各1,000円を加えた合計額とする。

(遊漁承認証に関する事項)

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別紙様式第1号による遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第 11 条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視員は、別紙様式第 2 号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する処置)

第 12 条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

(附則)

この規則は認可のあった日から施行する

遊漁承認証 (あゆ)

1種	店名	大内山川漁業協同組合	私はゴミを捨てません 遊漁のために生じた事故等の責任は遊漁者において行うこと。 入川する時は本証は必ず腕章として着用して下さい。本証を他人に貸与されたり氏名年齢等記載のない場合は無効になります。 本証は再発行しません。
友釣り	NO	○年遊漁証 (年)	
		住所 _____	
		氏名 _____ (才)	

(あゆ)

	2種	店名	大内山川漁業協同組合	私はゴミを捨てません 遊漁のために生じた事故等の責任は遊漁者において行うこと。 入川する時は本証は必ず腕章として着用して下さい。本証を他人に貸与されたり氏名年齢等記載のない場合は無効になります。 本証は再発行しません。
こたか制限 高さ 90 cm 長さ 30m 以内	ひっかけ こたか 友釣り	NO	○年遊漁証 (年)	
		住所 _____	氏名 _____ (才)	

(あゆ)

	3種	店名	大内山川漁業協同組合	私はゴミを捨てません 遊漁のために生じた事故等の責任は遊漁者において行うこと。 入川する時は本証は必ず腕章として着用して下さい。本証を他人に貸与されたり氏名年齢等記載のない場合は無効になります。 本証は再発行しません。
こたか制限 高さ 90 cm 長さ 30m 以内	ひっかけ こたか	NO	○年遊漁証 (年)	
		住所 _____	氏名 _____ (才)	

様式 (1)

(あめご)

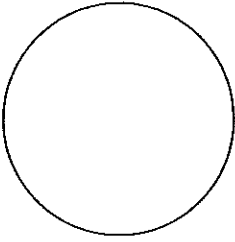
店名	大内山川漁業協同組合  <b>○年あめご (年)</b>  住所 _____  氏名 _____ (才)	<p>私はゴミを捨てません 遊漁のために生じた事故等の責任 は遊漁者において行うこと。 入川する時は本証は必ず腕章とし て着用して下さい。本証を他人に 貸与されたり氏名年齢等記載のな い場合は無効になります。 本証は再発行しません。</p>
NO		

(もくずがに)

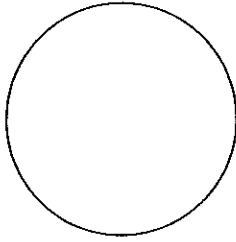
店名	大内山川漁業協同組合  <b>○年もくずがに (年)</b>  住所 _____  氏名 _____ (才)	<p>私はゴミを捨てません 遊漁のために生じた事故等の責任 は遊漁者において行うこと。 入川する時は本証は必ず腕章とし て着用して下さい。本証を他人に 貸与されたり氏名年齢等記載のな い場合は無効になります。 本証は再発行しません。</p>
NO		

様式 (1)

日 券 あめご

	<b>あめご</b>
	<b>日 券</b>
承認条件 竿釣り当日限り	<input type="text"/> 月
	<input type="text"/> 日
<b>大内山川漁協</b>	

日 券 うなぎ

	<b>うなぎ</b>
	<b>日 券</b>
承認条件 投竿釣り当日限	<input type="text"/> 月
	<input type="text"/> 日
<b>大内山川漁協</b>	

日 券 あゆ

NO 00001	
○年度	
<b>遊漁証日券</b>	
<input type="text"/>	月
<input type="text"/>	日
取扱店	
<u>大内山川漁業協同組合</u>	
----- 判 -----	
NO 00001	
○年 月 日	
取扱店	

日券 あゆ裏面

<b>承認条件 友つり</b>
<b>(当日限り有効)</b>
注意事項
■遊漁のために生じた事故等の責任は 遊漁者に於いて行うこと
■入川の際は本証を必ず着用して下さい
■本証は他人に貸与出来ません
■本証は再発行、払い戻しは出来ません
<b>私はゴミを捨てません</b>
<b>取扱店注意事項</b>
■交付年月日、店名は油性マジックで必ず 明確に記入して下さい。